

TAKATSUKI

★農委だより

第108号
令和5年1月

編集・発行
高槻市農業委員会
〒569-0067
大阪府高槻市桃園町2番1号
TEL 072-674-7421

<http://www.city.takatsuki.osaka.jp/>

令和5年 新年のごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに輝かしい新春をお迎えのこと心からお慶び申し上げます。また、平素から農業委員会活動に各関係機関の方々のご理解とご協力をいただき、心から厚くお礼申し上げます。

昨年も引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大により市内の農業者の皆様をはじめ、影響を受けた一年でありました。予断を許さない現状ではありますが、一刻も早く通常の

新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては、健やかに新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、平素から本市の農業施策をはじめ、市政全般の推進に対し、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は新型コロナウイルス感染症の影響に加え、急激な円安による農業資材費、国際的なエネルギー価格高騰の波を受け、肥料等の調達が不安定化する一年となりました。本市の農業環境に目を向け

日々が取り戻されるよう願うものでございます。

さて、農業情勢におきましては、これまで市に対して農業者に寄り添った条例改正、並び



会長 橋本 俊彦
農業委員長

に制度の利用促進や周知活動を行ってきました特定生産緑地の指定が進んでおります。都市部の農地は防災、景観など多様な機能があり、農業委員

ますと、担い手の不足、遊休農地の問題、農地面積の減少など、大変厳しい状況にある一方で、3年ぶりの開催となった昨年の農林業祭では新鮮な



市長 西村 剛史
市 濱田

地元産農産物を求める市民で賑わうなど、地産地消に対する関心の高まりが感じられます。本市といたしましては、貴

会としても、都市農地の保全を進める一方で、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の解消・防止や新規就農の促進など喫緊の課題解決に向けた活動に、農業者の代表機関として関係機関との連携を図りながら取り組んでいく所存です。これからは委員一丸となり尽力いたしますので、皆様のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げますとともに、希望に満ちた明るい年となりますよう祈念し、新年のご挨拶といたします。

委員会から提出された「農地等利用最適化推進施策等に関する意見」の提言を踏まえ、昨年から続く農業の生産コスト上昇に対する緩和策として、「販売農家物価高騰対策支援事業」を実施いたしているほか、持続可能な農業を実現するため、各種の農業施策を着実に実践・推進してまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

本年が皆様にとりまして、輝かしい一年になりますことをご祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

高槻市農業委員会
会長

副会長 橋本 俊彦

常任委員 阪口 和義

高谷 敏宜

辻本 豊廣

堤井 博

農業委員 藤井 博

岩村 玲子

中村 和美

灰垣 重治

橋本 吾陸

蘆内 正義

山本 美広

渡邊 美広

農地利用最適化推進委員 畑 秀春

石田 和義

下村 正人

木下 仁志

植田 信夫

門川 信進

谷口 幸隆

事務局長 藤井 靖之

職員一同

令和5年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見 肥料等の高騰への対策などを要望し 昨年12月に市長から回答

橋長会長（前列右）から濱田市長（同左）へ



前号でお知らせしました、昨年10月3日に橋長会長から濱田市長に手交した令和5年度農地等利用最適化推進施策等に関する意見に対し、昨年12月26日に濱田市長から回答がありました。

この意見は、令和5年度の高槻市の施策や予算に「農業者の声」を反映するため、農業委員会が取りまとめたもので、主要な4項目と付帯する要望から構成されています。

本号では、主要な4項目についての意見とこれに対する市長からの回答をご紹介します。

【目次】

- 1 都市農業振興施策全般について 3面
- 2 地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について 3・4面
- 3 農地の保全に向けた農業施設の整備について 4・5面
- 4 農空間を取り巻く良好な環境の形成について 5・6・7面

▼令和5年度農地等利用最適化推進 施策等に関する意見「はじめに」

近年、農業従事者の高齢化や後継者不足に加え、脅威を増している自然災害への対応や、都市住民による農業への関心の高まりなどの後押しを受けた「都市農業振興基本法」の制定等、農業を取り巻く環境は大きく変化している。

市は、このような社会状況の変化に対応し、本市の豊かな農林業を次世代に繋ぐため、本年度から10年間を計画期間とする新たな「農林業基本計画」を策定した。その計画では「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」を基本目標に掲げ、その目標の実現に向け、農林業者や関係団体をはじめ、さまざまな主体と協働することにより、本市農林業のさらなる振興に取り組んでいくとされている。

一方、国は平成28年度の「農業委員会等に関する法律」の改正以降、5年が経過したことを受け、これまでの農業委員会の活動の検証を行い、「担い手への農地の集積」、「遊休農地の解消」、「新規参入の促進」といった農地利用最適化活動に係る目標を策定し、その目標の達成に向け、委員がこれまでも日々地域で行ってきた活動を改めて記録・公表することで、農業委員会による最適化活動の「見える化」を推進する仕組みを構築した。また、あわせて「農業経営基盤強化促進法」の一部も改正し、市町村の責務として、地域の農業者をはじめとした関係機

関と密に協議を行い、その協議の結果を踏まえた、地域における農業の在り方や農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標等を定めていくものとされた。

このような状況下、当委員会としても、地域に根ざした最適化活動の推進に加え、農業者の代表機関として市や関係機関との連携を図ることにより、時々刻々と変化する農業を取り巻く情勢に対応すべく、農地の適正な利用や農業の持続的発展に向け、邁進していく所存である。

このため、市においても「市民と農林業者がともに目指す豊かな農林業の創造」の基本目標のもと、農林業を次世代に繋いでいくためにも、農業者が安定的・継続的に営農できるよう、実情に沿った支援や施策の一層の拡充に努められたい。

以下、農業委員会等に関する法律第38条に基づき、農業者や農業関係団体等の意見・要望を、「農地等利用最適化推進施策等に関する意見」として取りまとめた。本市の農業の持続的発展のため、令和5年度の農業施策の立案や予算編成にあたり、所要の措置を講じられたい。

1 都市農業振興施策全般について

① 農業経営継続のための税負担等の軽減

相続税納税猶予制度の維持を国に対し働きかけるとともに、免除の確定までの期間については、営農者が高齢化している現状を鑑み、現在の終身から年に短縮されるよう働きかけられたい。

【回答】 相続税納税猶予制度の維持・継続をはじめ、猶予期間の短縮につきましては、国の「都市農業振興基本計画」において講ずべき施策の一つに税制上の措置が位置づけられていることも踏まえ、引き続き様々な機会を通じ、国に働きかけてまいります。

② 優良な担い手の確保や受託組織への支援

これまで地域の農業を支えてきた担い手の高齢化や離農、営農規模の縮小が進む中、遊休農地のさらなる増加が予想される。担い手の確保は喫緊の課題であり、農地バンクを活用したマッチング機能は存在するものの、さらなる担い手の育成支援や、農作業の受託組織等の活用・充実が有効であると考え。優良な担い手の確保や育成支援に取り

組むとともに、受託組織のさらなる拡充のため、JAをはじめ関係機関とのさらなる連携強化を図るなど、担い手不足の解消に向けた実効ある施策展開を進められたい。

【回答】 地域の農業者や大阪府等関係機関と連携し、市内新規就農者の技術指導や農地拡大等のサポートを行うことで、認定新規就農者を育成し、担い手不足の解消に努めてまいります。また、大阪府やJA等関係機関をはじめ地域の農業者とともに連携しながら、受託組織への支援など、優良な担い手の確保や育成に向けた施策を展開してまいります。

③ 肥料等の高騰への対策

昨今続く物価高騰は農業用の飼料・肥料・農薬等にも及んでおり、農業者に大きな影響を与えている。国による「肥料価



委員による現地調査

格高騰対策事業」において一定の対応がなされるとされているため、本制度についての研究・周知活動を実施するとともに、本市で多数を占める小規模・零細農家に対する有効な対策を講じるため、市独自の支援策についても積極的な検討を進められたい。

④ 農業者と行政の積極的な意見交換

都市農業の重要性に鑑み、地区実行組合長会と行政との意見交換を積極的に行うとともに、都市農業の保全のため、小規模農家に対する営農活動支援の強化に取り組み

応じた効果的な施策の実施に努めてまいります。

⑤ 高温障害対策

気温が2℃上昇すると、米の収穫量は全国平均で約3%減少するとともに、米の品質も未熟米が多くなり、1等米比率が低下すると言われている。これらの対策の1つとして、各地の農業研究センターでは、高温に耐えられる新品種が次々と開発されている現状にある。今後予測される高

2 地産地消や食育啓発、主産地育成事業の推進について

① 学校学習田支援事業

学校学習田事業は次代を担う子どもたちに対し、食の大切さに加え、地域の良好な都市環境の形成や維持等、農地が多面的な機能を果たしていることを教える貴重な体験の機会となつている。学習田事業が担う役割の周知・啓発に取り組みとともに、教育委員会主導による事業の実施と、事業継続に向けたさらなる予算の拡大・支援を実施された

【回答】 本事業は、児童が農業や自然環境、食に対する理

温障害への対応品種の開発状況について、情報収集とその周知、状況に応じた対応を実施されたい。

【回答】 高温障害への対応品種の開発状況については、大阪府等を通じて情報収集に努めており、引き続き、国、大阪府及び関係機関の動向を注視し、府内の高温障害の状況や研究状況等の情報収集と情報提供に努めてまいります。

解を深めるだけでなく、地域・保護者の方々とともに力を合わせて取り組むことで、地域と学校のつながりを深める契機にもなっております。

令和4年度につきましては、小学校31校で実施させていただきます。今後も予算確保に努めるとともに、協力農家や関係各所と引き続き連携を図りながら、支援していきたくと考えております。

頂戴しましたご意見等については、関係機関において、情報共有が図られるよう努めてまいります。

② 学校給食における地産地消の推進

学校給食において地域で作られた農産物を提供することは、次代を担う子どもたちに日本の良き食文化や食生活を守り伝えるという点で大きな役割を果たしている。地域農業活性化のため、地域の農業者が意欲的に取り組めるよう、すべての学校給食に地元の高槻産農産物の特別枠を設定するとともに、生産価格に見合う買取り価格が実現されるよう支援されたい。また、米飯給食において、地元高槻産米を提供されているが、子どもたちに米の本来の味を食してもらうため、麦との混合による提供の見直しを検討されたい。

【回答】高槻産農産物につきましては、引き続き学校給食において可能な限り使用するよう努めてまいります。また、米飯給食の麦との混合による提供については、学校給食摂取基準を踏まえ、バランスよく適切に組み合わせた上、実施してまいります。

高槻産農産物の使用枠は確保しており、それを満たすよう生産者に供給量の増

加を働きかけてまいります。

3 農地の保全に向けた農業施設の整備について

① 農道や農業用水路等の整備

農道や農業用水路等は都市農業の維持発展に欠かすことのできない重要な基盤である。しかし、老朽化や近年相次ぐ自然災害による甚大な被害により、安全性を欠き、利用に支障をきたすことも多くなっている。耕作条件を改善し、農作業の効率化を図るため、農道・農業用水路の整備・改良・補修に係る事業予算の拡大・拡充、並びに計画的・継続的な事業の実施に取り組

まれない。

【回答】地元農業関係団体等が管理する農業用水路等の農業施設の老朽化対策に係る予算については、地元農業関係団体等と協議・調整の上、農業基盤保全事業の予算確保に努めてまいります。また、計画的な農道整備を実施するほか、市が管理している農道や水路につきましても、適正な維持管理に努めてまいります。

② 農業基盤保全事業の利用推進

農業基盤保全事業の一般土地改良事業における畦畔等改良整備に係る一事業200万円の限度額の撤廃や、棚田等の農地にも当該補助金の活用するためにも、受益面積10a以上及び直高0.9m以上の畦畔等工事の利用要件を見直し、地域の実情に沿った制度設計を実施されたい。また、水路を流れる農業用水は単に農業の



服部越瓜品評会の様子

みならず、地域の美化や環境面など多面的な役割、必要性も大きい。ため、揚水機の使用にかかる電気料金等、農業用水の適切な管理に要する費用についても、本事業の助成対象とするなど、新たな支援策を検討願いたい。

【回答】地元農業関係団体等が所有する水路等農業施設につきましても、地元管理を原則として、地元での維持管理をお願いします。市が管理している農道や水路につきましても、適正な維持管理に努めてまいります。農業基盤保全事業の一般土地改良における畦畔等改良整備の採択基準につきましては、限りある補助金を有効に活用

【回答】地元農業関係団体等が所有する農業用水確保のための井戸及びため池につきましても、農業基盤保全事業の活用をご検討ください。また、ため池の耐震診断については、現在、大阪府が防災重点農業用ため池を対象に一定規模以上のものから順次実施されており、その他の規模の



鎌を使って元気に稲を刈る子どもたち

【回答】地元農業関係団体等が所有する水路等農業施設につきましても、地元管理を原則として、地元での維持管理をお願いします。市が管理している農道や水路につきましても、適正な維持管理に努めてまいります。農業基盤保全事業の一般土地改良における畦畔等改良整備の採択基準につきましては、限りある補助金を有効に活用

ため池についても早期に実施していただくよう要望してまいります。

④小規模な農地の集約化事業の推進

畦畔除去等による農地の区画拡大のため、基盤整備に係る工事費を補助する「小規模基盤整備事業」が市において創設されたが、さらなる農業

者に対する本制度の周知を通じて、農業者が効率的・経済的な農業を営むため、農業者の要望に応じた事業を積極的に推進されたい。

【回答】 小規模基盤整備事業につきましては、さらなる周知に努め、農業者の要望や実情に応じた効果的な事業を実施してまいります。

4 農空間を取り巻く良好な環境の形成について

①有害鳥獣対策

有害鳥獣被害の防止を目的に、「鳥獣被害防止特措法」が平成19年に成立し、国において広域鳥獣被害総合対策事業を実施しているものの、有害鳥獣による農作物の被害は後を絶たない。農業者の耕作意欲の増進となるよう、国に対し、本事業の継続実施を強く働きかけるとともに、市においても地域主導による対策をうたう本法の趣旨に則り、以下の意見について対応されたい。

(1)市において従来から実施されてきた有害鳥獣対策事業の諸予算を増額し、各種補助施

助を実現されたい。
【回答】 予算につきましては、

策について、一律5割の補



さまざまな機能を有する都市農地（三島江）

(3)有害鳥獣の捕獲檻の設置補助に係る予算の拡大に取り組まれない。従来の囲いわな・箱わなだけでは効率的な防除ができていないことから、くくりわな等の使用許可、及び監視機能付箱わなの設置をされたい。また、アライグマによる農作物への被害が多く檻が不足しているため、増

被害状況を踏まえ、本事業に対する農業者の需要も高いことから、引き続き予算の確保に努めてまいります。
(2)有害鳥獣の防護柵の設置補助に係る予算を増額するとともに、既存防護柵の補修や電気柵の設置に係る工事費や電気代等の運用費についても補助の対象とされたい。
【回答】 有害鳥獣による被害状況調査の結果や各地区からの有害鳥獣被害防止施設設置事業の申請状況等も踏まえ、引き続き予算の確保に努めてまいります。

加していただきたい。
【回答】 有害鳥獣の防除対策としての捕獲檻の設置につきましては、国事業を活用し設置数の拡大に努めており、地域農業者と協議し、既存檻の再配置等の有効利用を図ります。



地域に親しまれている郡家のコスモス畑

また、アライグマによる被害対策として、令和4年度は捕獲檻を増加し、檻の貸出体制の強化を図っております。なお、捕獲檻・囲い罠以外の罠につきましては、危険性や運用面に課題があることから、対象としておりません。
(4)近年はサルやイノシシ等による農産物の被害が増加傾向にある。個人でも対策を取っているがその効果は極めて小さいため、行政により現地で被害状況を確認するとともに、早急に有効な対策を講じられたい。

【回答】 サルやイノシシ等による農作物への被害対策につきましては、猟友会や関係機関との連携を図りながら、農作物被害の防止に努めてまいります。
【回答】 農産物に被害をもたらす様々な種類の有害鳥獣の



定例総会で挨拶する濱田市長

特に空き瓶、空き缶等の投棄は農業用機

ペットの糞等の被害に悩まされている。

③不法投棄への対策
農道も含めた道路に隣接する農地は、ゴミの不法投棄や

を願っています。有効な防除対策の指導については、大阪府や関係団体と連携して被害防除に向けた情報提供に努めてまいります。

対応につきましては、猟友会や関係機関との連携を図りながら、農作物被害の防止に努めてまいります。
②ジャンボタニシの防除対策
ジャンボタニシについては、各農業者で駆除・防除対策を実施しているが、市内全域の水田で被害が拡大している。このような状況下では、個々の対策による駆除には限界があり、根絶には長期的な複数年の一斉駆除の取組が必要となる。市による被害状況調査と有効な対策方法等についての周知啓発・情報提供、指導を行うとともに、防除薬

剤の無料配布等も実施された。なお、当該被害はここ数年、市内の全域に拡大しており、農業者が直面する切実な問題となつている。イノシシやシカ等への被害対策は一定講じられているため、当該被害についても具体的な対策を講じられたい。
【回答】ジャンボタニシの被害防除につきましては、地域での水路清掃活動や、利水管理等において防除に努めていただくようお願いいたします。なお、面的一斉駆除や農薬等に対する支援につきましては、各農業者や実行組合等に対応

械の損壊の原因となり、農業上の怪我の原因にもなりうる。「高槻市まちの美化を推進する条例」を改正し、同条例で定める「その他の公共の場所」に、道路に隣接する農地や山林等も含め投棄を規制するとともに、悪質な違反者に対しては、個人名の公表等の罰則規定を設けることで、実効ある運用ができるよう見直されたい。また、農道も含めた道路に面した農地へのゴミの不法投棄抑制のため、道路に面した部分に高さ1.5m以上のフェンスの設置に対する補助制度を市において創設することを改めて検討されたい。
【回答】不法投棄につきましては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」におきまして農地や山林に関わらず規制されており、個人及び法人とともに罰金や懲役等の罰則が設けられております。公共の場所へ不法投棄があつた場合には、対策も含めてその場所の管理者へ、私有地の場合には警察へご相談ください。

が、フェンスの設置につきまして、各農業者や農業関係団体等での対応をお願いいたします。
④農業用水路等の管理



原地区で行われる黒枝豆収穫イベント

地元農業関係団体等と連携しながら、継続してまいります。
⑤農道の管理
農道等での迷惑駐車が年々増加しており、農作業に支障をきたしているため、関係機関と連携し、警告看板の設置や地元実行組合と協力したパトロールの強化等の対策を講じられたい。
【回答】農道等での迷惑駐車等につきましては、地域において対応いただくとともに、告知看板等による啓発に努めてまいります。指導等が困難な場合につきましては、関係機関と連携した対応をお願いいたします。
⑥農道や農業用水路の恒常的管理
農道や農業用水路について、現在は地域の農業者において除草作業等の管理を行っているが、担い手の高齢化や

農地へのゴミの不法投棄につきましては、告知看板等による啓発に努めてまいります

【回答】市が管理する公有水路につきましては、引き続き、清掃等を行い、機能維持に努めてまいります。また、草やゴミの回収につきましても、

【回答】市が管理する公有水路につきましては、引き続き、清掃等を行い、機能維持に努めてまいります。また、草やゴミの回収につきましても、



調査員たちが農地利用状況調査を実施

調査員たちが農地利用状況調査を実施している。行政による定期的な除草や清掃、里道の舗装工事等、適正な維持管理に取り組みたい。また、農業者が協力し除草を行う場合、発生したトラブルについては市において対応願いたい。

農家戸数の減少により、従来の管理方法の継続が困難となっている。また、里道等の除草時には飛び石等による住民とのトラブル等が発生している。行政による定期的な除草や清掃、里道の舗装工事等、適正な維持管理に取り組みたい。また、農業者が協力し除草を行う場合、発生したトラブルについては市において対応願いたい。

願っていたします。また、地元で施工された里道の除草におけるトラブルは本市では対応いたしかねますが、市が管理する里道や農道、公有水路等につきましては、機能に支障がないよう適切に維持管理してまいります。

⑦ため池の適正な管理

ため池での水難事故防止のための点検や対策については、各実行組合等で行うよう府や市から通知されているところであるが、実施に当たっては多額の費用が必要となるため、行政での費用負担をお願いしたい。また、学校・保護者・自治会などに対し、危険性の啓発や危険区域への立入禁止の指導を徹底されたい。さらに、老朽化したため池等については、農業において死活問題であることに加え安全面でも危険を伴うため、所有者を問わず、市において耐震調査の実施や適正な管理に係る整備を行うとともに、菱やアゾラ・クリスタタ（オオアカウ

ため池での水難事故防止のための点検や対策については、各実行組合等で行うよう府や市から通知されているところであるが、実施に当たっては多額の費用が必要となるため、行政での費用負担をお願いしたい。また、学校・保護者・自治会などに対し、危険性の啓発や危険区域への立入禁止の指導を徹底されたい。さらに、老朽化したため池等については、農業において死活問題であることに加え安全面でも危険を伴うため、所有者を問わず、市において耐震調査の実施や適正な管理に係る整備を行うとともに、菱やアゾラ・クリスタタ（オオアカウ



府下全農業委員会が集う農業委員会大会

地元農業関係団体等が所有する水路・ため池等の安全管理のための施設については、農業基盤保全事業の活用をご検討ください。ため池の耐震診断については、現在、大阪府が防災重点農業用ため池を対象に一定規模以上のものから順次実施されており、その他の規模のため池についても早期に実施していただくよう

要望してまいります。また、ヒシ等の駆除対策につきましては、日常管理の一環としてご対応ください。

⑧農業用水の水質保全
農業用水路やため池において、ゴミ等の不法投棄や近隣で開発が行われた事業所や幹線道路等から流入する油類により水質汚染が生じている。特に産業廃棄物等による異臭やレジ袋等のごみ・ホコリの飛来により健康被害の影響、ひいては、農業用水の水質悪化も懸念される。農業用水路・ため池の水質保全のため、定期的な水質検査を実施し、水質改善に向けた近隣の事業所等への指導、また、地域の実情に応じた排水対策の指導を徹底し、対策を講じられたい。



農地転用による周辺への影響を確認する委員

出した油の回収や流出防止対策を行うとともに原因者に対する改善指導を行い、再発防止を図っております。

⑨良好な農空間の維持
農地やその近隣での開発事業にあたっては、周辺農地の用排水に支障をきたさないよう、事業者に対して地元実行組合等と十分に協議するよう指導されたい。

【回答】 開発事業者には、開発条例における本市との事前協議の際に、周辺の営農に支障をきたさないよう、地元農業関係団体との協議・調整を図るよう引き続き指導してまいります。



主催者挨拶をする森本実行委員会会長

Photo News



来賓挨拶をする濱田市長

3年ぶりに開催された 農林業祭

11月13日、史跡嶋上郡衙跡で第49回農林業祭が開催されました。開会時間前から農産物の販売に長蛇の列がでるなど、3年ぶりの開催ということもあり、大変賑わいました。また、農業委員会のブースでは、高槻の農業をテーマにしたパネル展も開催。今回の農林業祭も盛況のうちに終わりました。



塚脇地区

野菜収穫体験祭と いも掘り

12月3日に塚脇地区で野菜の収穫体験が行われました。家族で参加している方が多く、野菜の収穫が初めての子どもたちは自分ほどの大きさに育ったダイコン



ダイコンを収穫する参加者などを収穫し、イベントを満喫していました。また、12月13日に市立小学校の栄養教諭らによる、「じゃがいも掘り」が行われました。この体験を通して、各小学校で給食の時間などを使い、野菜の持つ栄養や「食」の大切さを子どもたちに伝えています。



いも掘りをする栄養教諭



野菜を紹介する高谷委員

郡家地区

クリスマスリースづくり



12月19日に郡家小学校で5年生を対象にクリスマスリースづくりが行われました。これは学校学習田事業の一環として郡家地区で行われているもので、各クラスで実行組合の方々がわらのより方等を丁寧に指導しました。子どもたちは自分たちで用意した飾りをつけてリースを完成させ、「わらによるのが難しかったけど、きれいにできた。家に飾りたい。」と笑顔で話していました。